

がん登録、退院サマリ・病歴システム調達仕様書

1. はじめに

本仕様書は、市立ひらかた病院において使用しているがん登録、退院サマリ・病歴システム調達が老朽化していることから、更新のために必要となるソフトウェア、ハードウェアを調達するにあたり必要な事項を定めるものである。

2. 納期

令和 8 年 12 月 31 日まで

引き渡しについては、電子カルテの稼働切り替え日と同日とし、別途、発注者と協議の上、日程を決定する。

ただし、研修、引継ぎ等の作業については、令和 8 年 9 月末までに行えるようにすること。

3. 支払い方法

完了払い 1 回

4. 調達内容・条件

(1) 調達条件

既存ライセンスの利用: 既設のライセンス等は使用可能であること。

操作端末: 本院が用意・調達するため、調達不要

サーバ: 本院が用意する仮想サーバを利用すること

ただし、仮想サーバを使用できない場合は、サーバ等の機器の設置及びネットワーク追加が必要な場合の経費等の一切は応札額に含むこと。

OS: 原則 Windows Server 2022 以上で動作可能であること。

Windows Server 2025 で動作が可能な場合は、2025 で動作させること。

Windows OS 以外で動作させる場合は、少なくとも 2031 年 10 月まではサポート期限があるサーバ OS を調達すること。

なお、仮想サーバで導入する場合であって、Windows Server 2025 及びダウングレード版の 2022 を利用する場合に限り、発注者でライセンスを用意する。

その他の場合は、応札金額に含むものとする。

(2) 機能条件

- 調達システムは、別紙に記載のある機能一覧を満たすものであること。

HIS（富士通 Japan 社制、製品名：HopeLifemark-HX）に接続し、データを送受信する機能。

なお、当該接続において、HIS 側の改修が必要な場合の費用は、本調達に含むもの

とする。

- 共通端末及び専用端末に対して、システムが円滑に利用できるようセットアップを行うこと。

(3) ウイルス対策ソフト等

- システムを利用する端末について、専用端末を利用する場合は、発注者が指定するウイルス対策ソフト（Canon ESET PROTECT Entry）を導入すること。アカウント資源については、発注者が用意する。
- 仮想サーバを利用する場合であって、WindowsOS を利用する場合は、引き渡し時にウイルス対策ソフト（Canon ESET PROTECT Entry）をインストールして引き渡しを行う。それ以外のOSの場合は受注者がインストール作業を行うこと。また、発注者が用意するウイルス対策ソフト（Canon ESET PROTECT Entry）で動作ができない場合は、2031年10月まで動作できるようウイルス対策ソフトを購入するものとし、ウイルス対策ソフトの定義ファイルの更新作業を保守作業にて受託できる必要がある。
- システムを利用する端末について、専用端末を利用する場合は、必要に応じて、指定するソフトについて発注者から資源提供を受けインストールすること。

(4) 保守・保証

- 稼働後から令和9年3月31日までの間の保守・保証期間の費用を含むこと。
- 本契約締結後、速やかに本契約の内訳として、当該保守費用の月額単価を示すものとし、令和9年4月1日以降の保守契約の請負金額については、本契約における保守相当分の金額の単価と同額とし、保守契約金額の変更は物価・人件費のインフレーション及び消費税等のやむを得ない事情によるものを除き認めない。
- 初期不良対応等で、令和9年3月31日までの保守費用が必要ない場合は、該当の機器等の金額の20%までを以後の保守契約における1年間の上限とする。
- 迅速なサポート体制を実現するため、不具合発生時に2時間以内に初期対応を行える事業者であること。
- 発注者が用意するリモート接続の環境（サービス名：富士通製 Tunakuro サービス）を利用しない場合であって、リモート接続による保守体制を構築する場合は、専用回線を受注者の責任において敷設するものとし、その費用は、応札額に含めること。
- 操作マニュアルは全ての機器について、日本語版を有すること。

(5) その他

- 導入システムと既存システムとの差異の説明資料の提供を行うこと。
- 必要に応じて、稼働日（切り替え日）には立ち合いを行うこと。

- 機器の更新により不要となった従前の機器については、受注者が撤去すること。個人を特定できる情報が記録されている機器については、病院内で論理消去後に物理破壊を行い、発注者の確認を得た上で処分すること。この費用は調達費用に含むものとする。
- 必要に応じて進捗及び課題、懸案事項等について協議を実施すること。

5. 導入作業

- 導入作業時におけるシステム及びネットワークの停止は、最小限の範囲とすること。
- 導入作業後の動作確認は、受発注両者で実施すること。

6. データ移行作業

- 既存のシステムから出力したデータについて、本調達にて導入するシステムにデータ移行を行うこと
- 既存のシステムからのデータ出力にかかる経費については本調達に含むものとする。
- データ出力経費について、データ移行一般仕様書に基づき出力した場合の参考価格 3,135,000 円（税込）を見込むが、調達するシステムにて必要な情報への加工等が必要な場合は、発注者にて見積を取得した上で、応札額に含むものとする。

7. 作業場所等

- 発注者の施設内に用意する端末を利用する。リモート接続の環境（サービス名：富士通製 Tunakuro サービス）利用した端末を用意する。当該端末については、他の部門システムベンダーと共用となるため、調整の上、利用すること。
別途、専用の開発端末が必要な場合は、発注者で用意するものとし、セキュリティ対策等については、受注者と協議する。
- 作業実施にあたっては、診療に影響のないよう、事前に協議を行い、発注者の許可を受け作業を行うこと。

8. 提出書類

本業務完了後の提出資料は以下のとおりとし、電子媒体で提出すること。

ただし、研修に必要な資料等がある場合は、紙媒体で用意すること。

- 更新した機器の一覧（移行完了後のもの）
- 機器の IP アドレス一覧（移行完了後のもの）
- その他、運用上必要なマニュアル・手順書

9. 知的所有権等

- 受注者は、本システムの構築にあたって発生する権利、所有権、著作権、及び使用

権が本システムの稼動を妨げることをしないよう必要な措置を行うものとする。ただし、製作、改修のための著作権使用に関する問題は全て受注者において処理すること。

- ソフトウェアの製作、改修に関連し発生した著作権使用に関する問題は全て受注者において処理すること。
- 納入される成果物及び開発・製作されたプログラムに第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、発注者が使用するために必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係わる一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は、当該契約等の内容について事前に発注者の承諾を得ることとし、発注者は既存著作物等について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- 本契約により、パッケージ部分を除き独自に開発したプログラム、ソースコードの所有権、著作権は発注者及び受注者双方にあること。また、そのプログラムに関するソースコードは発注者に書面及び電子媒体にて開示すること。
- 受注者と発注者が有する権利は、著作権法第 27 条（翻訳権・翻訳権等）、同第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）の権利を含むものとする。

10. 個人情報保護等

- 受注者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「枚方市情報セキュリティポリシー」等各種関係法令を遵守しなければならない。
- 受注者は、別紙に示す「個人情報の保護に関する特記仕様書」の内容を遵守し、秘密の保持に関する「誓約書」についても作成すること。
- 受注者は、提供資料の盗難、毀損又は汚損が生じた場合、又は漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、直ちにその状況を本市に報告し、受注者の責任において本業務遂行における支障を解決しなければならない。また、事故への対応後、受注者は速やかに報告書を本市へ提出しなければならない。
- 受注者は、以上の事項に違反して本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 発注者は受注者に対し、本仕様に定める事項に違反した場合には、本契約を解除できることとし、契約が解除された場合、受注者は本市から提供されたデータ及び資料を遅滞なく返還すること。

11. 委託の禁止

- 受注者は本調達にあたり、債務の一部を他者に委託する場合はあらかじめ、発注者に申請を行い、承認を得なければならない。
- 前項では再委託の場合も同様とする。
- 前 2 項で承認依頼をした場合は、個人情報保護に関する事項を受注者の責任により

遵守させるとともに、誓約書を徴取し、受注者に提出しなければならない。

12. 記載外事項・疑義

- 仕様書に記載のない事項は、都度協議し、発注者の決定により対応すること。
- 仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、都度協議し、発注者の決定により対応すること。
- やむを得ない事情により、仕様の変更が必要な場合は、予め発注者へ申し出の上、承認を得てから行うこと。

13. 担当部署連絡先

〒573-1197

大阪府 枚方市 禁野本町2丁目14番1号

市立ひらかた病院 事務局 医事課

電話：072-847-2821（代表）

FAX：072-849-2174（直通）

個人情報の保護に関する特記仕様書

受注者は、個人情報の保護に関する法律第23条および第25条の規定に基づき、以下の内容を遵守しなければならない。

（基本的事項）

第1条 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の個人情報の適正な取扱いに関する法令等の規定を遵守し、その適正を確保しなければならない。

（作業従事者等の明確化）

第2条 受注者は、この特記仕様書に定める事項を履行する責任を負う者（以下「保護責任者」という。）及び個人情報の取扱いに従事する者（以下「作業従事者」という。）を定めるとともに、それらの者の氏名、役職、作業の内容、取り扱う個人情報の項目等の事項を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。保護責任者又は作業従事者を変更するときも、同様とする。

2 受注者は、保護責任者及び作業従事者以外の者を個人情報の取扱いに従事させてはならない。

3 作業従事者は、保護責任者の指示に従い、個人情報の保護に関する法律及びこの特記仕様書に則して適正に業務の処理に当たらなければならない。

（教育研修及び指導監督）

第3条 受注者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、保護責任者及び作業従事者に対し、個人情報の保護に関する教育研修を適宜実施するとともに、常に個人情報の保護に関し必要な指導監督に当たらなければならない。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報その他業務の処理に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

2 受注者は、保護責任者及び作業従事者に対し、秘密の保持に関する誓約書（別紙様式）を提出させなければならない。

（取扱区域等）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）を定めるとともに、取扱区域の範囲及び立入規制、防犯対策等の安全管理の措置を、書面により、業務の着手前に発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 受注者は、取扱区域から個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に取扱区域を定めたときは、当該取扱区域に立ち入る者が保護責任者又は作業従事者であることを識別できるようにするため、それらの者に対し、それらの者であることを示す証票を交付し、これを携帯させなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、個人情報となる情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 受注者は、業務を処理する目的の範囲を超えて個人情報を使用し、又は提供してはならない。

(複製の禁止)

第8条 受注者は、業務を処理するために発注者から提供を受けた資料であって個人情報をその内容に含むもの（以下「提供資料」という。）及び本契約の目的物（業務を処理する過程で作成したものを含む。以下同じ。）を複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(提供資料等の返却又は消去若しくは廃棄)

第9条 受注者は、業務を完了したときは、本契約の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返却するとともに、受注者が使用した機器内に存する個人情報その他の発注者に関する情報（以下「受注者の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。

- 2 前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、記録媒体の物理的な破壊その他の当該受注者の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 3 情報消去等をするときは、あらかじめ、当該受注者の機器内の個人情報等についての次に掲げる事項を書面により発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

(1) 内容

(2) 記録媒体の種類及び数量

(3) 情報消去等の方法及び実施予定日

- 4 受注者は、情報消去等に際し、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 受注者は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した受注者の機器内の個人情報等の内容を、書面により、発注者に報告しなければならない。

(個人情報の適切な管理)

第10条 受注者は、前各条に定めるもののほか、発注者が枚方市保有個人情報安全管理規程及び枚方市情報セキュリティポリシーに基づき講じる措置と同等の措置を自ら講じることにより、個人情報を適切に管理しなければならない。

(再委託)

第11条 受注者は、発注者の許諾ある場合を除き、個人情報の取扱いに関する責務を第三者に委任してはならない。

2 受注者は、再委任（再委任先が受注者の会社法第2条第1項第3号に規定する子会社である場合を含む。以下同じ。）の許諾得ようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- (1) 再委任を行う業務の内容
- (2) 再委任先が取り扱う個人情報の項目
- (3) 再委任の期間
- (4) 再委任が必要な理由
- (5) 再委任先の名称、代表者、所在地及び連絡先
- (6) 再委任先における個人情報の安全管理の体制
- (7) 再委任先に対して求める個人情報の保護のための措置の内容
- (8) 再委任先を監督する方法

3 再委任の契約は、この特記仕様書に基づき受注者に課された全ての義務を再委任に課すものでなければならない。

4 受注者は、再委任先が前項の義務を履行することができることを確認した後でなければ、第2項の書面を発注者に提出することができない。

5 受注者は、再委任先による個人情報の取扱いについて、再委任の契約の内容にかかわらず、発注者に対して全ての責任を負わなければならない。

6 受注者は、再委任の契約において、再委任先に対する監督及び再委任先における安全管理の方法その他発注者が指示する事項について、具体的に規定しなければならない。

7 受注者は、再委任先に対する監督の状況について、発注者から報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

8 前7項の規定は、再委任先が個人情報の取扱いを第三者にする場合について準用する。以後さらに個人情報の取扱いを第三者にする場合も、同様とする。

(発注者の検査等への応諾義務等)

第12条 発注者は、業務に関する個人情報の取扱いについて、この仕様書に基づき必要な措置が講じられているかどうか確認する必要があると認めるときは、受注者に報告を求め、又は実地の検査を行うことができる。

2 受注者は、前項の検査の受入れ又は報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

3 受注者が個人情報の取扱いの全部又は一部を再委任したときは、発注者は、第1項の措置を自ら実施し、又は受注者に実施させることができる。

(事故報告義務)

第13条 受注者は、個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事故の発生に係る受注者の帰責事由の有無にかかわらず、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、発生場所及び発生状況を書面により発注者に報告するとともに、当該事故への対処に係る発注者の指示に従わなければならない。

(解除事由への該当性の認定)

第14条 この特記仕様書に違反する受注者の行為は、本契約約款による発注者の解除事由に該当する行為とみなす。

(漏えい等が発生した場合の受注者の責任)

第15条 受注者は、この特記仕様書に違反する受注者の行為によって個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生したときは、当該事故による損害を賠償しなければならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

誓 約 書（保護責任者用）

市立ひらかた病院長

様

年 月 日

商号または名称

所 属 ・ 部 署

フリガナ

氏 名 印

私は、がん登録システム、退院サマリ・病歴システム調達（以下、「本契約」という。）における作業（以下、「本業務」という。）に従事するにあたり、次の事項の遵守を誓約いたします。

1. 個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び個人情報の保護に関する特記仕様書その他の本契約における取り決めに遵守し、誠実に本業務を遂行すること。
2. 本業務を行う上で知り得た個人情報（以下「本業務に係る個人情報」という。）を他人に漏らし、又は本業務を処理する目的の範囲を超えて使用しないこと。また、本契約が満了し、又は解除された後においても、同様とすること。
3. 本業務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製しないこと。許可を得て、複写し、又は複製したときは、本業務の終了後、発注者の指示を受けただうえで、複写し、又は複製した本業務に係る個人情報を直ちに消去し、又は廃棄し、復元ができない状態にすること。
4. 本業務に係る個人情報を発注者の許可なく取扱区域から持ち出さないこと。
5. 本業務に係る個人情報を取扱区域から持ち出すときは、施錠できるケースに保管し、事故防止措置を講じた上で搬送すること。
6. 本業務の遂行に際し、事故が生じたときは直ちに発注者にその発生状況等を報告し、発注者の指示に従ってその解決に努めること。また、その後の状況についても遅滞なく発注者に報告すること。
7. 保護責任者として統括する他の従事者に対し、前各項の規定を遵守させること。

上記の者は、本事業の保護責任者であることを証明するとともに、上記事項を遵守し機密を保持することを保証します。

所 在 地

商号または名称

代表者職氏名

印

誓 約 書（作業従事者用）

商号または名称 _____

代表者職氏名 _____

年 月 日

所 属 ・ 部 署 _____

フリガナ

氏 名 _____ 印

私は、がん登録システム、退院サマリ・病歴システム調達（以下、「本契約」という。）における作業（以下、「本業務」という。）に従事するにあたり、次の事項の遵守を誓約いたします。

1. 個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び個人情報の保護に関する特記仕様書その他の本契約における取り決めに遵守し、誠実に本業務を遂行すること。
2. 本業務を行う上で知り得た個人情報（以下「本業務に係る個人情報」という。）を他人に漏らし、又は本業務を処理する目的の範囲を超えて使用しないこと。また、本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とすること。
3. 本業務に係る個人情報を保護責任者の許可なく複写し、又は複製しないこと。許可を得て、複写し、又は複製したときは、本業務の終了後、保護責任者の指示を受けたうえで、複写し、又は複製した本業務に係る個人情報を直ちに消去し、又は廃棄し、復元ができない状態にすること。
4. 本業務に係る個人情報を保護責任者の許可なく取扱区域から持ち出さないこと。
5. 本業務に係る個人情報を取扱区域から持ち出すときは、施錠できるケースに保管し、事故防止措置を講じた上で搬送すること。
6. 本業務の遂行に際し、事故が生じたときは直ちに保護責任者にその発生状況等を報告し、保護責任者の指示に従ってその解決に努めること。また、その後の状況についても遅滞なく保護責任者に報告すること。

退院サマリ・診療情報管理システム機能一覧

				基本機能要件
1				退院サマリ/診療情報管理システム
1	1			退院サマリ/診療情報管理機能
1	1	1		システムの起動と利用権
1	1	1	1	システムは職種により利用できるメニューが制限できること。
1	1	1	2	電子カルテ端末全台で利用できること。
1	1	2		基本機能
1	1	2	1	患者基本情報、入退院情報、病名情報、手術情報、処方情報、注射情報、治療・処置情報、画像・生理情報、検査結果情報、病理情報、感染症情報、分娩情報が登録できること。
1	1	2	2	退院日、診療科、主治医等から対象患者を簡単に検索できること。
1	1	2	3	管理項目、選択リストは必要に応じて追加、変更できること。
1	1	2	4	未記入、記入済み、確定済みのステータスで管理できること。
1	1	2	5	職種により、登録権限を制限できること。
1	1	2	6	職種により、利用できるメニューが制限できること。
1	1	2	7	医師と研修医の権限を分けて設定できること。
1	1	2	8	病歴情報へのアクセス履歴（保存、登録等）を管理できること。
1	1	2	9	患者の診療情報を患者基本情報（1患者ひとつ）、入院情報（入院単位）、各科情報（1患者院内の診療科単位）の3レベルでの管理ができること。
1	1	2	10	電子カルテ/オーダリングシステムまたは医事会計システムに接続し、患者基本情報や入退院情報の取得ができること。
1	1	2	11	職員マスタは電子カルテ/オーダリングシステムと同期をとって自動的に更新できること。
1	1	2	12	他システム（電子カルテ、院内ポータル等）のメニューより起動できること。
1	1	2	13	ユーザごとに画面の配置を変更できること。またその配置を保存できること。
1	1	2	14	付箋機能を有すること。
1	1	2	15	付箋機能では色を任意に指定できること。
1	1	2	16	マウス操作により、付箋の表示・非表示を選択できること。
1	1	2	17	画面を閉じることなく同一患者の過去データを参照できること。
1	1	2	18	全ての修正履歴が残ること。また修正部分がわかるように履歴の比較をできること。
1	1	3		一覧機能
1	1	3	1	退院サマリ作成一覧、入院患者一覧の専用画面を有すること。
1	1	3	2	退院サマリ作成一覧画面では、下記を検索条件に指定して対象患者の検索ができること。 ・患者番号 ・診療科 ・病棟 ・入院日 ・退院日 ・医師 ・医師区分（主治医、担当医） ・更新者 ・保存進捗 ・サマリ区分（入院、退院、転科）
1	1	3	3	入院患者一覧画面では下記を検索条件に指定して対象患者の検索ができること。 ・患者番号 ・診療科 ・病棟 ・入院日 ・退院日 ・医師 ・医師区分（主治医、担当医） ・更新者 ・サマリ保存進捗 ・診療録管理状況 ・診療録貸出状況
1	1	3	4	退院サマリ作成一覧、入院患者一覧画面にて指定した検索条件は利用者単位で保存できること。
1	1	3	5	各一覧画面において、利用者単位で並べ替えの設定が保存できること。
1	1	3	6	一覧表示されたデータをExcel形式で出力、保存ができること。 また出力時に印字させる情報は任意に指定ができること。
1	1	4		患者基本情報登録機能
1	1	4	1	患者ID、患者氏名、性別、住所、生年月日、血液型は電子カルテ/オーダリングシステムまたは医事会計システムの登録内容を元に自動作成できること。
1	1	5		入退院情報登録機能

退院サマリ・診療情報管理システム機能一覧

				基本機能要件
1	1	5	1	入退院歴として入院日、退院日、診療科、主治医、病棟を管理すること。これらは電子カルテ/オーダーリングシステムまたは医事会計システムの登録内容を元に自動作成できること。
1	1	5	2	入退院歴が作成できること。
1	1	5	3	入退院歴は1入院単位、または転科単位での管理ができること。
1	1	5	4	紹介元、紹介先医療機関の登録ができること。 また医療機関はマスタからの選択を行えることができ、文字検索、分類検索、科セット頻用医療機関にて絞り込みができること。 文字検索では前方一致、部分一致、後方一致での検索ができること。
1	1	6		病名情報登録機能
1	1	6	1	ICD-10により管理できること。
1	1	6	2	電子カルテ/オーダーリングシステムに登録されている病名情報（病名、ICDコード）の取り込みができること。
1	1	6	3	病名マスタからの選択ができること。選択に際しては、文字検索、ICDコード検索、分類検索、科セット病名からの選択ができること。 文字検索、ICDコード検索では前方一致、部分一致、後方一致での検索ができること。
1	1	6	4	病名マスタはMEDISの最新病名マスタをダウンロードして容易に取込できること。
1	1	6	5	各診断名に主疾患、合併症等の区分を付与できること。

がん登録・がん検索

がん登録・がん検索機能一覧				
			基本機能要件	備考
1	3		がん登録機能	
1	3	1	システムの起動と利用権	
1	3	1	システムは職種により利用できるメニューが制限できること。	
1	3	2	基本機能	
1	3	2	1 院内がん登録、標準登録様式2016年版の登録規約に準じて、業務運用ができること。	
1	3	2	2 初期設定にて「院内がん登録用」または「全国がん登録用」の画面構成に設定できること。	
1	3	2	3 電子カルテ/オーダーリングシステムと患者基本情報の氏名、性別、生年月日、住所情報等の情報連携ができること。	
1	3	2	4 登録された情報はHos-Can-Rが取り込み可能なファイル形式で出力できること。	
1	3	3	登録機能	
1	3	3	1 患者基本情報、診断情報、腫瘍情報、初回治療情報、予後情報、管理用項目、その他病院独自項目の登録ができること。	
1	3	3	2 がん情報は、入院・外来を問わず1腫瘍1登録形式での情報登録ができること。	
1	3	3	3 診療情報管理機能にて登録された病名からICD0-3の局所コードが自動で登録ができること。	
1	3	4	情報検索機能	
1	3	4	1 登録画面内のすべての管理項目を検索条件に指定して検索できること。	
1	3	4	2 検索条件単位で論理式（ANDまたはOR）を指定できること。	
1	3	4	3 検索条件に（ ）を指定し、論理式の優先順位を設定できること。	
1	3	4	4 登録画面内の管理項目の範囲で検索結果の出力項目を自由に追加、削除することができ、また並び替えできること。	
1	3	4	5 検索結果は、Microsoft社のExcelで加工できる形式またはCSV形式でファイル出力できること。	
1	3	4	6 検索条件、もしくは検索項目は雛型として保存できること。	
1	3	4	7 検索結果より該当データを選択してがん登録画面を起動できること。	
1	3	5	統計機能	
1	3	5	1 下記の統計帳票（がん登録統計表）を出力できること。	
1	3	5	2 来院経路別件数：自施設を受診した経路	
1	3	5	3 症例区分別件数：自施設がん診療状況	
1	3	5	4 地区別件数	
1	3	5	5 地域別件数	
1	3	5	6 年齢階層別件数	
1	3	5	7 5大がん・性別・年齢階層別件数（胃）	
1	3	5	8 5大がん・性別・年齢階層別件数（肝）	
1	3	5	9 5大がん・性別・年齢階層別件数（肺）	
1	3	5	10 5大がん・性別・年齢階層別件数（大腸）	
1	3	5	11 5大がん・性別・年齢階層別件数（直腸）	
1	3	5	12 5大がん・性別・年齢階層別件数（乳）	
1	3	5	13 部位別・性別登録件数	
1	3	5	14 部位別Stage分布	
1	3	5	15 部位別・組織型（～2014年）別登録件数	
1	3	5	16 予後調査結果	
1	3	5	17 予後調査結果（死因）	
1	3	5	18 主要5部位別予後調査結果	
1	3	5	19 主要5部位別予後調査結果（死因）	
1	3	5	20 部位別予後調査結果	
1	3	5	21 部位別予後調査結果（死因）	
1	3	5	22 拠点集計（表1）部位分類別・診断区分別登録件数	
1	3	5	23 拠点集計（表2）部位分類別・症例区分別登録件数	
1	3	5	24 拠点集計（表3）部位分類別・性別登録件数	
1	3	5	25 拠点集計（表4）部位分類別・年齢階級別登録件数	
1	3	5	26 拠点集計（表5－1）部位分類別・進展度(治療前・UICC)別登録件数	
1	3	5	27 拠点集計（表5－2）部位分類別・進展度(治療後・UICC)別登録件数	
1	3	5	28 拠点集計（表6－1）部位分類別・ステージ(治療前・UICC)別登録件数	
1	3	5	29 拠点集計（表6－2）部位分類別・ステージ(治療後・UICC)別登録件数	
1	3	5	30 拠点集計（表6－1）肝・ステージ(治療前・取扱規約)別登録件数	
1	3	5	31 拠点集計（表7）部位分類別・形態コード別登録件数	
1	3	5	32 拠点集計（表8－1：胃）進展度（治療前・UICC）別・治療法別登録件数	
1	3	5	33 拠点集計（表8－2：胃）進展度（術後病理学的・UICC）別・治療法別登録件数	
1	3	5	34 拠点集計（表8－1：大腸）進展度（治療前・UICC）別・治療法別登録件数	
1	3	5	35 拠点集計（表8－2：大腸）進展度（術後病理学的・UICC）別・治療法別登録件数	
1	3	5	36 拠点集計（表8－1：肝）進展度（治療前・UICC）別・治療法別登録件数	
1	3	5	37 拠点集計（表8－2：肝）進展度（術後病理学的・UICC）別・治療法別登録件数	
1	3	5	38 拠点集計（表8－1：肺）進展度（治療前・UICC）別・治療法別登録件数	
1	3	5	39 拠点集計（表8－2：肺）進展度（術後病理学的・UICC）別・治療法別登録件数	
1	3	5	40 拠点集計（表8－1：乳）進展度（治療前）別・治療法別登録件数	
1	3	5	41 拠点集計（表8－2：乳）進展度（術後病理学的）別・治療法別登録件数	
1	3	5	42 拠点集計（表9－1：胃）ステージ（治療前）別・治療法別登録件数	
1	3	5	43 拠点集計（表9－2：胃）ステージ（術後病理学的）別・治療法別登録件数	
1	3	5	44 拠点集計（表9－1：大腸）ステージ（治療前・UICC）別・治療法別登録件数	
1	3	5	45 拠点集計（表9－2：大腸）ステージ（術後病理学的・UICC）別・治療法別登録件数	
1	3	5	46 拠点集計（表9－1：肝）ステージ（治療前・UICC）別・治療法別登録件数	
1	3	5	47 拠点集計（表9－2：肝）ステージ（術後病理学的・UICC）別・治療法別登録件数	
1	3	5	48 拠点集計（表9－1：肝）ステージ（治療前・取扱規約）別・治療法別登録件数	
1	3	5	49 拠点集計（表9－1：肺）ステージ（治療前・UICC）別・治療法別登録件数	
1	3	5	50 拠点集計（表9－2：肺）ステージ（術後病理学的・UICC）別・治療法別登録件数	
1	3	5	51 拠点集計（表9－1：乳）ステージ（治療前）別・治療法別登録件数	
1	3	5	52 拠点集計（表9－2：乳）ステージ（術後病理学的）別・治療法別登録件数	
1	3	5	53 生存率（カプランマイヤー法）	
1	3	5	54 部位分類別相対生存率（カプランマイヤー法）	
1	3	5	55 c-Stage別相対生存率（カプランマイヤー法）	
1	3	5	56 p-Stage別相対生存率（カプランマイヤー法）	
1	3	5	57 c-進展度別相対生存率（カプランマイヤー法）	
1	3	5	58 p-進展度別相対生存率（カプランマイヤー法）	
1	3	5	59 治療法別相対生存率（カプランマイヤー法）	
1	3	5	60 国立がんセンターのサイトからコホート生存率表をダウンロードして本機能に取込できること。	
1	4		がん登録対象患者検索（ケースファインディング）機能	
1	4	1	基本機能	

				基本機能要件	備考
1	4	1	1	電子カルテ/オーダーリングシステム、医事システム、診療情報管理システムに登録された情報を収集し、がん登録対象患者の検索ができること。	
1	4	1	2	検索でピックアップされた患者から対象・非対象の判定を実施、対象患者はがん登録システムに自動でレコードが作成できること。	
1	4	1	3	検索条件は自由に設定ができること。	
1	4	1	4	ICD10病名コードの任意のコードを指定して、取込できること。	
1	4	1	5	がん登録の対象となる可能性のある候補に対応したICD-10コード（候補コード）を指定しての取込できること。取り込んだ結果は、がん登録の対象となるICD-10コード（対象コード）の病名と識別できること。	
1	4	1	6	抗癌剤投与情報を注射・レジメン・処方オーダーの情報から取込みができること。	
1	4	1	7	手術オーダーから任意の術式名称を指定して、取込みができること。	
1	4	1	8	放射線治療の実施情報の取込みができること。	
1	4	1	9	腫瘍マーカーの実施情報から、任意の検査コードを取込みができること。	
1	4	1	10	医事システムに登録されている算定情報から、任意の算定情報（がん登録加算、放射線治療加算等）を指定して取込みができること。	
1	4	1	11	本システムの診療情報管理機能にて登録された病名情報から取込みができること。	
1	4	1	12	病名コード、術式等検索条件を任意で組み合わせて対象患者の候補一覧を表示できること。	
1	4	1	13	判定・未判定を問わず、判定の根拠となった情報を常に表示できること。	
1	4	1	14	判定時に主治医、診療科の登録ができること。	
1	4	1	15	各情報の抽出条件はユーザ側でメンテナンスできること。	

データ移行一般仕様書

1. プロジェクト概要

- **目的:** 既存システムから新システムへのデータ移行を実施し、業務の継続性を確保する。
- **対象データ:** テキストデータ、画像データ（PDF 等）を含む。

2. 移行対象データ

2.1 退院サマリ・病歴情報

【データテーブル名】

患者基本表／入院基本表／サマリ表／病名表／手術表／手術医師表／病理表
処方表／注射表／治療検査表／画像生理表／入院経過表／検査結果表／分娩表
医師表／病棟表／対診表／その他区分表／その他コメント表／その他チェック表
アクセス履歴表

2.2 カルテアリバイ管理情報

【データテーブル名】

診療録管理表／診療録点検表／診療録貸出表／診療録貸出履歴表

2.3 がん登録管理情報

【データテーブル名】

がん診断情報表／がん手術情報表／がん治療歴情報表／がん転移再発情報表
がんアクセス履歴表／がん検索診療情報表／がん検索判定情報表
がん検索患者コメント表

2.4 マスタ情報

【データテーブル名】

職員マスタ／科マスタ／部署病棟マスタ／職種マスタ／定数マスタ
市区町村マスタ／住所マスタ／地域マスタ／地区マスタ／外傷分類マスタ
医療機関マスタ／医療機関分類マスタ／病名修飾語マスタ

2.5 退院サマリ帳票イメージデータ

診療科毎に作成された退院サマリ帳票

■容量（概算）

- ・ 180GB（データ：40GB・退院サマリ帳票イメージ：140GB）

3. 移行手順

3.1 事前準備

- 移行元システムのデータのバックアップを取得する。

3.2 データ抽出

- 移行元システムから必要なデータを抽出する。

- 各ファイルは発注者が指定する場所に保管し、引き渡す。

3.3 データ形式

- 出力するデータ形式は CSV とする。
- 画像ファイルのフォーマット、フォルダの格納ルールは次のとおりとする。
 - 画像ファイルフォルダ階層、ファイル命名規則
 - ・シェーマ画像ファイル ※フォルダ名
 - └ 患者番号_入院番号_枝番号_SeqNo_画像名.jpeg ※ファイル名
 - 退院サマリ帳票データ
 - ・退科年 ※フォルダ名
 - └ ・患者 ID_文書 NO_診療科コード_退科日_summary.pdf ※ファイル名

4. データ出力回数

- 初期データ 1 回と、最終データ 1 回の合計 2 回とする。